

栗東市学校給食物資納入に関する規程（令和9年度分）

1. 学校給食物資納入業者入札指名基準

① 立地条件ならびに経営規模

イ 迅速に納入し得る地域内に営業所を有し、食料品の製造、加工、または販売を行っている業者。

ロ 固定した営業施設を有し、相当額の販売をあげている業者。

② 経営状況

イ 経営状況が良好で、確実な取引先を有し、学校給食に対して特に理解がある業者。

ロ 食品に関する法律ならびに諸規程が厳守されている業者。

③ 供給能力

イ 製造、加工および販売能力において、1日8,000食分程度の所要量に対応できる業者。

ロ 指示する期日、時刻に指定場所へ迅速に納入し、かつ緊急需要に即応し得る機動設備ならびに能力を有する業者。

④ 衛生状況

製造、加工ならびに委託販売業者は、材料倉庫、製品置場、冷凍冷蔵設備、その他必要な設備を完備し、食品に対する衛生管理が行届き、従業員に対し健康管理が充分に行われている業者。

⑤ 特 例

イ 本市の実情ならびに地域的な特殊事情を考慮し、野菜、米類等の納入業者については、この指名基準を準用するも拘束されるものではない。

ロ 食肉関係については、食肉専門店舗を有し、学校給食の緊急需要に応じることができる業者を優先する。

2. 学校給食物資納入規程

① 学校給食物資納入業者は、その業務の特殊性を認識し、迅速丁寧にかつ衛生的に処理するとともに、受渡しの正確を図るものとする。

② 給食用物資の受渡しは必ず関係職員の検品、検量を経て納品書に捺印をうけ、学校給食共同調理場に提出すること。

③ 事故発生または関係者より注意を受けた場合は、速やかに原因を調査し、その顛末書を学校給食共同調理場に提出するものとする。万一事故が発生し、そ

の原因又は、顛末書提出なき場合は指名を取り消すことがある。また、顛末書を提出する際は、栗東市長宛てに提出することとする。

- ④ 前号において調理場に著しい損害を与え、または学校給食に支障を生じさせた場合にはこのことに対する補償を講じるものとする。

- ⑤ 物資納品先および物資納品指定時間については、以下のとおりとする。

納品先：栗東市立学校給食共同調理場

当日納品分は、午前8時00分から午前8時20分までの間。

前日納品分は、午後2時00分から午後3時30分までの間。

但し、学校給食共同調理場の都合により、納品時間の依頼をすることがある。

また、指定された納品時間に納品できない場合は速やかに学校給食共同調理場に連絡し指示を受けること。

- ⑥ 給食物資の取扱者ならびに配達に従事するものは、定期的に検便検査を受けるものとする。必要に応じて、学校給食共同調理場は、検便の結果報告書の提出を求めるものとする。

- ⑦ 運搬人は常に服装の清潔と車輛の清掃等に努めなければならない。

- ⑧ この規程に定めのない事項で、学校給食共同調理場から示されたことについて納入業者は誠意をもってこれに応じなければならない。また指示に従わない場合等事由に応じ、栗東市学校給食物資停止基準に基づき、指名を取り消すことがある。

3. 学校給食物資納入業者入札指名選定基準

学校給食物資調達のため下記要項に基づき、納入指名業者を選定登録するものとする。

① 申請手続

イ 申請手続

令和9年1月 4日（月） から

令和9年1月29日（金） まで

ロ 資 格

学校給食物資納入業者入札指名基準による。

ハ 申請書

栗東市学校給食物資納入業者入札指名願

添付書類

・営業規模概況調書

- ・会社概要書
- ・営業許可証（保健所発行）（写し）
- ・食品衛生監視票（写し可）
- ・栗東市財政課が実施する令和9年度物品・役務に関する指名競争入札参加資格審査申請に提出される申請書の写し

ニ 告 知

現納入業者に対しては文書をもって通知する。

未登録の業者に対しては、ホームページへの掲載を行う。

② 選定手続

イ 栗東市財政課における令和9年度分の入札参加資格審査申請を事前に済ませていること。

ロ 選定方法は書類審査および実地調査とする。ただし、既取引業者であって、工場施設、納入成績ともに優秀な場合は、実地調査を省略することができる。

③ 入札指名登録（令和9年度）

イ 適確と判定された業者に対しては、直ちに所定の契約書にて栗東市長とで契約を締結するものとする。

ロ 契約を締結した業者は、学校給食共同調理場の取引業者指名台帳に登録する。